

公認障がい者スポーツ指導員基準カリキュラムの改正について

1. 改正の背景およびポイントについて

スポーツ基本法の成立や東京 2020 パラリンピック競技大会の開催決定などを皮切りに、スポーツ庁の設立やスポーツ基本計画の策定など、わが国における障がい者スポーツを取り巻く環境は近年大きく変化しております。そのような中、当協会では技術委員会育成部会を中心に、平成 25 年度より「障がい者スポーツ指導員基準カリキュラム」の改正に関する検討を進めてまいりました。なお、改正は現在の基準カリキュラムをベースに、以下に示すポイントについて、新たな学習の追加や内容の見直しが行われております。

<改正のポイント>

1) スポーツのインテグリティを重要視できる指導員の養成

▼パワハラ・セクハラ問題、ドーピング問題や選手への不適切な指導など、昨今のスポーツ界では指導者の在り方が問題視される事象が生じています。新基準カリキュラムではスポーツのインテグリティに関する学習が取り入れられます。

2) スポーツの楽しさ、大切さを伝え、自身で考え発信できる指導員の養成

▼指導員として障がいのある方へスポーツの楽しさや大切さを伝えることができる、また自身で考え、発信できる指導員の養成を目指します。新基準カリキュラムではコミュニケーションスキルやプレゼンテーション能力、考える力を育む内容が取り入れられます。

3) 地域との連携を見据えた指導員の養成

▼指導員資格の取得後には、自身の地域における様々なスポーツ関係者と連携し、活動を進めていく、または学習を深めていくことが大切です。新基準カリキュラムでは、スポーツに関わる各機関・団体・指導員と連携することの大切さやその方法に関する学習が取り入れられます。

2. 新基準カリキュラムの概要(別紙参照)

- 1) 改正内容や追加項目について
- 2) カリキュラム時間について

3. 新基準カリキュラムの開始について

2020年4月1日から開始予定

4. 資格取得認定校における「移行期間」について

資格取得認定校については、新カリキュラムに対応するための学内カリキュラムの変更に時間を要することが考えられるため、修業年数分の移行期間を設けております。

下記取扱詳細に沿って、期限までに移行を完了させていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

移行についての取扱詳細

- 1) 「移行期間」とは、各学校で新・旧カリキュラムが同時に平行して実施される期間とします。
- 2) 「移行期間」は、各学校の修業年数とします。
- 3) 2020年度～2023年度は、新カリキュラム及び旧カリキュラムの申請ができます。
- 4) 2024年度以降は、新カリキュラムのみの申請となります。
- 5) 学校のカリキュラム編成などで、移行が困難な場合は、事前の相談にて対応いたします。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
修業年数	資格認定制度 施行					
2年制 (短大・専門学校等)	移行 ←→	期間 →	新カリキュラム完全移行 →			
3年制 (PT養成校等)	移 ←	行 →	期 →	間 →	新カリキュラム完全移行 →	
4年制 (大学等)	移 ←	行 →	期 →	間 →	新カリキュラム完全移行 →	

問合せ先

日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部 山下・坂下・高山

TEL : 03-5695-5420 E-mail : jimmu2009@jsad.or.jp